

# 11月5日は「津波防災の日」

平成23年3月に発生した「東北地方太平洋沖地震」による甚大な津波被害を踏まえ、同年6月に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるため、「毎年11月5日」を「津波防災の日」と定められました。この日は、1854年11月5日に発生した「安政南海地震」で、和歌山県を津波が襲った際に、稲に火を付けて暗闇の中で逃げ遅れている人たちを高台に避難させて救った「稲むらの火」の逸話にちなんだ日です。

津波は、一度発生すると広域にわたり、国民の生命・身体及び財産に甚大な被害を及ぼす災害であることから、平素からの災害時における被害軽減に対する備え、その発生に際して、国民一人ひとりが迅速かつ適切な行動をとることが重要です。

具体的には、

- ① 津波からの避難については、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が求められており、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には、津波の発生を想起し、できうる限り迅速に高い場所への避難を開始すること。
- ② 大津波警報等を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ③ 家族の安否確認のために、津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場にとどまったりすることを避けるため、家族の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等の避難ルールを各家庭であらかじめ決めておくこと。
- ④ 地震発生後、避難の妨げになることなどを防ぐため、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策、食器等の落下防止対策等をしておくこと。
- ⑤ 地震発生後、速やかに安全な場所まで避難できるよう、安全な高台の避難場所、避難経路をあらかじめ把握しておくこと。

- ⑥ 地震発生後速やかに避難を開始できるよう、食料や飲料水、貴重品、医薬品等を非常用持ち出し品としてあらかじめ準備しておくこと。

などが上げられます。

なお、庄内川河川事務所としましては、「津波防災の日」に地震発生に伴う避難訓練及び火災発生に伴う消火訓練を行う予定です。

<参考>

内閣府 防災情報のページ 津波防災の日

<http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/tsunamibousai/tsunamibousai day.html>

気象庁 津波防災の日ポータルサイト

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eww/data/nc/kunren/2014/tsunamibosai.html>

名古屋市 あなたの街の津波ハザードマップ

<http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000057004.html>